

平成22年度 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置等
《社団法人 神戸港振興協会》

指 摘 の 概 要	措 置 内 容				措置状況							
ア 契約に関する事務 (ア) 決裁区分に応じた決裁をなすべきもの 平成21年度当初の協会規程における決裁区分に応じた決裁がなされていない以下のような事例が見受けられた。 規程に則った適正な事務処理を行うべきである。 (事例)	事後ではあるが、決裁区分に従って専務理事まで決裁を取った。 今後は、支出段階でのチェックも含めて決裁区分に応じた対応を行う。				措置済							
<table><tr><th>件名</th><th>金額</th><th>誤</th><th>正</th></tr><tr><td>中突堤駐車場施設他徴収業務及びメリケンパーク緑地管理業務委託契約の締結</td><td>59,825,172円</td><td>事務局長決 裁</td><td>専務理事決 裁</td></tr></table>						件名	金額	誤	正	中突堤駐車場施設他徴収業務及びメリケンパーク緑地管理業務委託契約の締結	59,825,172円	事務局長決 裁
件名	金額	誤	正									
中突堤駐車場施設他徴収業務及びメリケンパーク緑地管理業務委託契約の締結	59,825,172円	事務局長決 裁	専務理事決 裁									
ア 契約に関する事務 (イ) 契約に則った処理をなすべきもの 協会は本市よりメリケンパーク駐車場等の管理運営を受託しており、委託契約仕様書によると徴収した駐車場使用料は、無利息の普通預金口座において保管することとなっているが、駐車場使用料を利息付の口座に保管している事例が見受けられた。 契約に則った処理を行うとともに、既に発生した利息について適切に処理を行うべきである。 (事例)	委託契約仕様書に反しており、無利息の預金口座に切り替えるとともに、発生した利息については神戸市へ返納した。				措置済							
<table><tr><th>対象駐車場</th><th>利息発生日</th><th>利息額</th></tr><tr><td rowspan="2">メリケンパーク駐車場（乗用車），メリケンパーク臨時バス駐車場，中突堤中央ターミナル駐車場</td><td>平成21年8月17日</td><td>389円</td></tr><tr><td>平成22年2月22日</td><td>547円</td></tr></table>						対象駐車場	利息発生日	利息額	メリケンパーク駐車場（乗用車），メリケンパーク臨時バス駐車場，中突堤中央ターミナル駐車場	平成21年8月17日	389円	平成22年2月22日
対象駐車場	利息発生日	利息額										
メリケンパーク駐車場（乗用車），メリケンパーク臨時バス駐車場，中突堤中央ターミナル駐車場	平成21年8月17日	389円										
	平成22年2月22日	547円										

イ 財産の管理に関する事務 実地監査の際に、協会が指定管理者となっている各施設の備品管理簿が確認できなかった。 指定管理の協定書・仕様書によると、施設の備品管理は指定管理者の行う業務であり、「管理簿を備え、購入・廃棄、破損等の記録を行う。」と定められていることから、指定管理者たる協会が、備品管理簿を備えるべきである。 また、所管課（みなと総局みなと振興部経営課、みなと総局神戸港管理事務所）は、管理すべき備品の範囲や帳簿類等の指示を適切に行うべきである。	協定書・仕様書の定めに従って、神戸市と連携して備品管理簿の作成を完了した。	措置済
--	--	------------